

議案第92号

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年5月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市区の設置等に関する条例（平成14年さいたま市条例第66号）の一部
を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
（区の事務所） 第3条 前条第1項の区に設置する区の事務所の名 称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			（区の事務所） 第3条 前条第1項の区に設置する区の事務所の名 称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]			[略]		
南区役所	さいたま市南区 別所7丁目20 番1号	[略]	南区役所	さいたま市南区 別所7丁目6番 1号	[略]
[略]			[略]		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年1月4日から施行する。

（さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正）

2 さいたま市福祉事務所設置条例（平成13年さいたま市条例第138号）の一部
を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び所管区域) 第2条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]			[略]		
さいたま市 南福祉事務 所	さいたま市南区 別所7丁目20 番1号	[略]	さいたま市 南福祉事務 所	さいたま市南区 別所7丁目6番 1号	[略]
[略]			[略]		